

令和6年度  
動物取扱責任者研修  
犬・猫取扱業者向け

**法改正を振り返る**

動物の命・健康・生活の質を守る「責任者」として  
知っておいてほしいこと

1

動物の愛護及び管理に関する法律

法改正から5年

↓

ほぼ全ての事業者が  
改正後に登録更新を  
行っている

- 更新時に指摘・指導を受けた事項を改善しましたか？
- 改正の内容をご自分で確認しましたか？
- 法改正にともなった適切な対応が取れていますか？

2

2019年改正！ 附則第1条 2019(令和元)年6月19日公布

**施行日(附則第1条)**

○公布から1年以内 2020(令和2)年6月1日～

下記以外の改正事項全般

○公布から2年以内 2021(令和3)年6月1日～

・環境省令等で定める動物取扱業者の遵守基準  
・出生後56日を経過しない犬・猫の販売規制  
※いわゆる8週齢規制 ※令和3年度責任者研修はこの段階で実施

○公布から3年以内 2022(令和4)年6月1日～

マイクロチップの装着・登録義務等のマイクロチップ関連の事項全般

R7年2月時点  
いずれも施行済み

守っていないと  
法律違反！

3

改正の背景

人々の『動物の取扱い』に対する関心の高まり

取扱業者による不適切な飼育等が続発する実態

改正前：具体的な基準や、行政からの指導の根拠に乏しい

↓

具体的な基準を法律に明記  
違反となる状態の例を規定  
根拠をはっきりとさせ、不適切な事業者への行政処分を実行

4

## 改正のポイント

---

**勘や経験に頼らない動物管理**  
取扱責任者は要資格（卒業）に経過措置期間は終了

---

**科学的な評価基準の導入（動物の状態で評価）**  
愛情がある≠動物にとって良い管理をしている

---

**第三者（行政）が適正/不適正を評価できる仕組み**  
基準の数値化、明確化

# 飼養管理環境の「見える化」

5

## 見える化における「日々の記録」の重要性

犬猫の健康管理の指標になる→疾病の早期発見、うっかりの防止  
**第三者への証拠**となる → トラブルの際の原因究明に活用

記録をつけていない・正確でない・未来のものを書いている…  
**信用できない記録**

意味がないどころか、有事の際には  
**「故意に（悪意をもって）改ざんしている！」**と見なされる。

6

## 業種を問わず：施設及び動物の点検状況記録台帳

令和5年度 千葉県動物愛護センター 施設及び動物の点検状況記録台帳  
第一種動物取扱業の種類別 口販売 口保管 口貸出し 口譲渡 口展示 口譲りあわせ 口譲受飼養

※参考様式第11（千葉県令第3号第七号関係）

第一種動物取扱業の種類別 販売 保管 貸出し 譲渡 展示 譲りあわせ 譲受飼養

飼養施設の所在地

年月日	左前脚掌	後脚掌の爪の長さの状況	動物の爪は爪の長さの状況	爪の長さの状況	備考
	短・短	短・短	異常なし	異常なし	

日	施設	動物	種別	動物の種別	性別	年齢	飼育施設	点検項目	結果
1	施設	動物	種別	動物の種別	性別	年齢	飼育施設	点検項目	結果
2	施設	動物	種別	動物の種別	性別	年齢	飼育施設	点検項目	結果
3	施設	動物	種別	動物の種別	性別	年齢	飼育施設	点検項目	結果
4	施設	動物	種別	動物の種別	性別	年齢	飼育施設	点検項目	結果
5	施設	動物	種別	動物の種別	性別	年齢	飼育施設	点検項目	結果
6	施設	動物	種別	動物の種別	性別	年齢	飼育施設	点検項目	結果
7	施設	動物	種別	動物の種別	性別	年齢	飼育施設	点検項目	結果
8	施設	動物	種別	動物の種別	性別	年齢	飼育施設	点検項目	結果
9	施設	動物	種別	動物の種別	性別	年齢	飼育施設	点検項目	結果
10	施設	動物	種別	動物の種別	性別	年齢	飼育施設	点検項目	結果
11	施設	動物	種別	動物の種別	性別	年齢	飼育施設	点検項目	結果
12	施設	動物	種別	動物の種別	性別	年齢	飼育施設	点検項目	結果
13	施設	動物	種別	動物の種別	性別	年齢	飼育施設	点検項目	結果
14	施設	動物	種別	動物の種別	性別	年齢	飼育施設	点検項目	結果
15	施設	動物	種別	動物の種別	性別	年齢	飼育施設	点検項目	結果
16	施設	動物	種別	動物の種別	性別	年齢	飼育施設	点検項目	結果
17	施設	動物	種別	動物の種別	性別	年齢	飼育施設	点検項目	結果
18	施設	動物	種別	動物の種別	性別	年齢	飼育施設	点検項目	結果
19	施設	動物	種別	動物の種別	性別	年齢	飼育施設	点検項目	結果
20	施設	動物	種別	動物の種別	性別	年齢	飼育施設	点検項目	結果
21	施設	動物	種別	動物の種別	性別	年齢	飼育施設	点検項目	結果
22	施設	動物	種別	動物の種別	性別	年齢	飼育施設	点検項目	結果
23	施設	動物	種別	動物の種別	性別	年齢	飼育施設	点検項目	結果
24	施設	動物	種別	動物の種別	性別	年齢	飼育施設	点検項目	結果
25	施設	動物	種別	動物の種別	性別	年齢	飼育施設	点検項目	結果
26	施設	動物	種別	動物の種別	性別	年齢	飼育施設	点検項目	結果
27	施設	動物	種別	動物の種別	性別	年齢	飼育施設	点検項目	結果
28	施設	動物	種別	動物の種別	性別	年齢	飼育施設	点検項目	結果
29	施設	動物	種別	動物の種別	性別	年齢	飼育施設	点検項目	結果
30	施設	動物	種別	動物の種別	性別	年齢	飼育施設	点検項目	結果

備考  
 ① 「動物の取引は取引の記録」欄の「取引内容」に該当しない場合は、「備考」欄にその取引内容を記入すること。  
 ② この台帳の各ページは、点検履歴のみを記入すること。

7

## 業種を問わず：取引状況記録台帳

※販売業者等で、個体に関する帳簿（次ページ）を作成している場合はなくてもよい  
参考様式第11（千葉県令第3号第七号関係）

取引状況記録台帳

第一種動物取扱業の種類別 販売 保管 貸出し 譲渡 展示 譲りあわせ 譲受飼養

年月日	取引の相手方	取引内容	相手方の種別・取引内容の状況	担当者氏名	備考
	〔氏名〕 〔住所〕 〔取扱番号〕	〔取引の区分〕 〔数量〕	遵守・違反		

備考  
 ① 「取引の相手方」欄には、相手方が第一種動物取扱業者である場合にその登録番号を記入すること。  
 ② 「取引内容」欄には、仕入仕、販売等の取引の区分を記入すること。  
 ③ 「相手方の種別・取引内容の状況」欄については、動物の取引に関する関係法令について違反していないこと及び違反していることがないことを確認した場合に「遵守」を記入すること。また、違反により違反が確認された場合には「違反」を記入すること。

8

# 販売・展示・貸出・譲受:動物の個体に関する帳簿

**表**  
動物に関する帳簿

登録番号: [ ] 品種: [ ] 性別: [ ] 年齢: [ ]

① 品種名等情報: 登録・種別 氏名・名称 所在地 電話

② 生年月日: 年 月 日

③ 所有者情報(仕入先): 販売者・譲渡者 氏名・名称 所在地 電話

④ 譲渡又は引渡した日: 年 月 日

⑤ 飼育者情報: 飼育者 氏名・名称 所在地 電話

⑥ 飼育場所名称: 飼育年月日 月 日 動物保護 済・済 対象説明 済・済

⑦ 貸出しを行う場合: 貸出し年月日 年 月 日 動物保護 済・済 対象説明 済・済

⑧ 死亡した日: 年 月 日

⑨ 死亡の理由: [ ]

**裏**

【飼養中の特記事項】

日付	内容	担当者
①	年 月 日	
②	年 月 日	
③	年 月 日	
④	年 月 日	
⑤	年 月 日	
⑥	年 月 日	
⑦	年 月 日	
⑧	年 月 日	
⑨	年 月 日	

【その他の特記事項】

【備考】

① 飼育の種類は、販売・展示・譲渡・譲受のいずれかを記載すること。  
 ② 譲渡者情報及び飼育者情報は、譲渡者・購入者・譲渡者・譲渡者のいずれかを記載すること。  
 ③ 生年月日は、譲渡日・譲渡日・輸入日のいずれかを記載すること。  
 ④ 飼育場所情報は、譲渡・譲受のいずれかを記載すること。  
 ⑤ 飼育場所の動物保護及び対象説明は、済・済・済のいずれかを記載すること。

※様式は任意（デジタル管理も可）  
13項目を記載する必要がある。

# 繁殖を行う場合:繁殖実施状況記録台帳

参考様式（基準付令第2条第六号（関係））

繁殖実施状況記録台帳

書一様動物取扱者の種別 販売 貸出し 譲受

動物の種類: 犬 猫 その他( )

交配等年月日	雌	雄	出産予定日	出産年月日	出産種別	出産・産卵後の雌の状態	新生子・子の状態	次の交配に係る記入欄		備考
								雌の交配時の年齢	雄の交配時の年齢	
								雌	雄	
								有・無	有・無	

【備考】

- 「雌」「雄」欄には、動物の識別番号、多胎等、交配した個体を特定する情報を記入すること。
- 「交配等年月日」欄には、交配年月日（交配年月日が不明でない場合は飼育開始年月日）等を記入すること。
- 犬類において、半血繁殖を行った場合は、「性別」欄の雌の欄に「雌」と記載すること。動物の性別の記載（性別の繁殖に対する指導・助言内容等）を記載するとともに、実施した取組等による出生性別率並びに母体の状態及び今後の繁殖の適否に関する診断書等を併せて5年間保存すること。
- 「新生子・子の状態」欄には、出産又は孵化時の「健康」「病弱等」「死亡等」の個体数を記入すること。産の欄には、孵化年月日又は開眼を併記すること。
- この台帳の大きさは、日本産業規格A4とすること。

# 一年以上飼養する場合:健康診断書

健康診断書

飼養した種別: [ ]

飼養結果: 健康 / 治療の必要あり ( )

今後の繁殖の適否: 適 / 不適 ( )

今後の飼養において留意すべき事項等: [ ]

飼養者の氏名: [ ]

動物病院等の名称: [ ]

所在地: [ ]

電話番号: [ ]

項目	項目	項目	項目	項目
① 飼養者の氏名	② 飼養者の住所	③ 飼養者の電話番号	④ 飼養者の職業	⑤ 飼養者の年齢
⑥ 飼養者の性別	⑦ 飼養者の学歴	⑧ 飼養者の収入	⑨ 飼養者の家族構成	⑩ 飼養者の飼育経験
⑪ 飼養者の飼育環境	⑫ 飼養者の飼育設備	⑬ 飼養者の飼育方法	⑭ 飼養者の飼育期間	⑮ 飼養者の飼育目的
⑯ 飼養者の飼育場所	⑰ 飼養者の飼育温度	⑱ 飼養者の飼育湿度	⑲ 飼養者の飼育照明	⑳ 飼養者の飼育音響
㉑ 飼養者の飼育空気	㉒ 飼養者の飼育衛生	㉓ 飼養者の飼育管理	㉔ 飼養者の飼育記録	㉕ 飼養者の飼育評価

※健康診断書は、飼養者が飼育する動物の健康状態を確認し、その結果を記載した診断書は動物保護法に基づき、飼養者の飼育記録として保存すること。

※4以上の健康診断は、その飼養を行うに当たり、必ず行われなければならない。飼養者が飼育する動物の健康状態を確認し、その結果を記載した診断書は動物保護法に基づき、飼養者の飼育記録として保存すること。

※参考例  
動物病院により形式は異なる

今後の繁殖の適否に関する診断  
繁殖を行う個体の場合、必須

年1回以上

# 飼養又は保管に従事する職員の勤務形態一覧表

飼養又は保管に従事する職員の勤務形態一覧表(参考様式)

職員の氏名	性別	犬				猫				備考
		1	2	3	4	1	2	3	4	

犬: 1人当たり20頭、うち繁殖犬15頭が上限  
猫: 1人当たり30頭、うち繁殖猫25頭が上限

※親と同居している子犬、子猫及び繁殖の用に供することをやめた犬、猫は頭数に含めない

※犬と猫を同時に飼養または保管する場合は基準が異なる

令和6年6月から完全施行

## 帝王切開を行った場合

※参考例  
動物病院により形式は異なる


帝王切開は

- ・高度な麻酔管理
- ・子宮を切開、縫合する手術技術
- ・術後の痛み、感染のコントロール

等が必要な、獣医療行為です。

獣医師以外が行うと、  
獣医師法違反となります。  
+ 動物の苦痛がある→動物虐待も追加

必ず獣医師が実施すること




13

## 記録管理のポイント


※ 毎日、記録しなければならない事項も多い  
※ 「5年間保存すること」と定められている

面倒にならない工夫を！


### 記載方法



O方式にする




☑方式にする




ハンコをしておく


### 保管方法



紙（バインダー等）で保管




紙をスキャンし、データ保管



台帳自体をデジタルで管理

※電子データは、PCの故障などで消えてしまう可能性がある  
複数のバックアップ、原本を事業所外で保管しておくなどの工夫が必要

14



せっかく作るのだから、  
意味のある記録にしましょう！

適切な  
タイミングで

見直して  
分かる内容で

継続・整頓して

15

# 飼養管理の基準

16

## 定められた基準を守っていますか？

- ケージの大きさ
- 運動時間
- 臭気（におい）
- 展示の時間
- 清掃頻度
- 照明、温度、湿度の管理
- 従業員数と飼養頭数
- 繁殖回数と年齢
- 輸送後の観察
- 運動スペースの広さ
- 構造設備の状況
- 健康診断の頻度
- 幼齢動物の飼養保管
- 幼齢動物の販売時期
- 災害時に備えた対応

等々……

17

動物取扱業における  
犬猫の飼養管理基準の解釈と運用指針  
～守るべき基準のポイント～

この運用方針を  
読み込んでいますか？

ネットで検索すると、  
全文を見ることができます。  
(環境省サイト)

基準は自分で確認・把握し、  
対応することが原則です



18

### 本書の使い方

本書は、動物取扱業者が適切な飼養管理を行うために、守るべき基準を解説するものであり、チェックリスト、基準の解説、行政指導・行政処分についてという3つのパートで構成されている。

チェックリストのパートは、動物取扱業者が守るべき基準をリスト化したものである。事業者自らが基準を満たしているかを確認できるものとなり、事業を行う上で、日頃から基準を意識し、適切な飼養管理を行うために活用いただきたい。また、自治体が立入検査等を行うに当たって、職員が遵守状況を確認する際に活用することも想定して作成している。

### チェックリストの使い方

ここでは、第一種動物取扱業及び第二種動物取扱業の遵守基準のうち、特に立入検査において確認が行われる事項を中心にチェックリストとしてまとめている。リストに記載されている事項は、必ず守らなくてはならない内容であり、これらを満たしていない場合は、行政処分の対象となり得る。チェックリストは共通事項と事業内容に応じた個別事項に分かれているので、それぞれ該当する項目を確認すること。

なお、チェックリストは、守るべき基準を効率的に確認するために作成したものであり、必ずしもすべての基準を網羅するものではない。法令で定められた正確な遵守基準の内容は、P67～の関係法令の記載を確認すること。

またチェックリストの記載内容によらず、管轄する自治体の判断が優先されることに留意すること。

19

## なぜ、基準が定められたか

動物を用いて利益を得る

一步 踏み外すと……

- 利益のために、動物の苦痛を無視する
- 正しい動物の取り扱いを知らないため  
不適切な状態に気付けない

動物福祉を守るために、最低限の基準を定めた

20

動物愛護	動物福祉 アニマル・ウェルフェア
<ul style="list-style-type: none"> <li>・人を主体とした概念。</li> <li>・動物の取扱いに、その生命に対する感謝と畏敬の念、友愛心を反映させること。</li> <li>・動物の状態を評価するものではない。</li> <li>・具体的な基準はない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・動物を主体とした概念。</li> <li>・動物の欲求が満たされることによって、動物にもたらされる幸福の状態、動物が良く生きること。</li> <li>・動物の状況をみて、科学的な基準に従って評価するもの。</li> </ul>
<p>「人が、動物の命を大切に思うこと」 「人が、動物に愛情を注ぐこと」</p>	<p>「動物が、良い状態で暮らしていること」 「動物の、苦痛が排除されている状態」</p>

人間の福祉 (社会保障) とは異なる

21

## 動物福祉を意識する

ケージの状態、整理整頓、清掃、  
におい、明るさ、音、管理の記録など

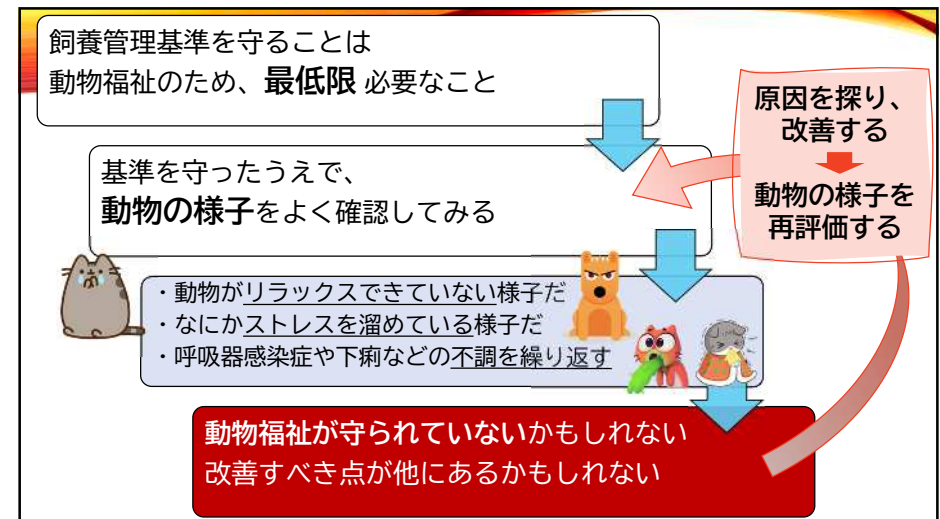
- ・動物福祉は、**動物の飼養環境**や、**動物そのものの状態**で評価する。  
体毛、爪、表皮の状態、肉付き、表情や反応など
- ・人の愛情や思いは、評価に含まれない。
- ・たとえ動物に健康上の問題が見られなくとも、動物福祉（動物が、その動物らしく、害されことなく暮らしている状態）が守られていない場合は、適切な飼養とは言えない。
- ・「**5つの自由**」が守られているか？

22

## 5つの自由…基本的なチェック項目

<b>飢え・渇きからの自由</b>
適切な給餌により、健康を維持できている。新鮮な水をいつでも飲める。
<b>不快からの自由</b>
温度、湿度、照明、広さなどの環境が、その動物にとって適切で、リラックスができる。
<b>痛み・負傷・病気からの自由</b>
けがをする心配のない環境で、病気の予防がされている。適切な獣医療が受けられる。
<b>本来の行動がとれる自由</b>
噛む、吠える、寝そべる、羽ばたく、泳ぐなど、動物がもつ習性を満たすことができる。
<b>恐怖・抑圧からの自由</b>
精神的な苦痛、強いストレスを頻繁に（常時）受ける状態ではない。

23



24

## 「このような状態にしないこと」

### ① 被毛にふん尿等が固着している

一時的に汚れてしまったのではなく、  
**長期間**にわたり飼養場所の清掃および動物のケアが行われていない

25

### ② 体表が毛玉でおおわれている

**長期間**にわたり動物のケア（適切なトリミング等）が行われていない  
図のように毛玉にふん尿等が固着している例も  
大きな毛玉は動物に強い痛みを常時与えている状態（皮膚を引っ張る）

26

### ③ 爪が異常に伸びている

犬猫の爪は  
丸みをもったまま  
伸び続けていく



**長期間**にわたり動物のケア（適切な爪切り等）が行われていない  
伸びすぎた爪は歩行困難、骨折、関節の変形等の原因となる  
ケージなどに引っ掛かり骨折、爪が肉球に食い込んで外傷 等も起こる

27

- ① 被毛にふん尿等が固着している
- ② 体表が毛玉でおおわれている
- ③ 爪が異常に伸びている
- ④ その他犬又は猫の適切な飼養又は保管が行われていないことにより健康及び安全が損なわれるおそれのある状態

トリミング台からの落下、飼養室でアロマオイルを使用する、人間の食べ物を容易に食べられる状況、  
保管場所が散らかっており誤飲を誘発、消毒薬が動物の体にかかるように散布 などなど

これらの状態は環境省令で「このような状態にしないこと」と  
明記されている。

取扱業以前に、①～③の状態は動物虐待にあたる。  
飼育管理においてすべきことをしない、傷や痛みのある動物を治療しない

→ **ネグレクト（飼育放棄）** 刑事罰の適用を受ける場合あり

28

## 健康管理計画

様式第1 別記2 (平25環境省令8・通知、令25環境省令9・一部改正) 年 月 日

犬猫等健康安全計画

氏 名 \_\_\_\_\_  
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

住 所 〒 \_\_\_\_\_

電 話 番 号 \_\_\_\_\_

犬猫等の繁殖を行うかどうか  繁殖を行う  繁殖を行わない

項 目	計 画 の 内 容
1 幼齢の犬猫等の健康及び安全を保持するための体制の整備	
2 販売の用に供することが困難となった犬猫等の取扱い	
3 幼齢の犬猫等の健康及び安全の保持に配慮した飼養・保管・繁殖及び展示方法	

備 考 この書類の大きさは、日本産業規格A4とする。

・ 慎重な取扱いが求められる幼齢期における販売が多い

・ 一部で劣悪な環境における過剰頻度での繁殖が見られる

・ 販売が困難になった際の取扱いが不明確である

等の問題が指摘

↓

犬猫等で提出が義務化  
(販売業)

犬猫等健康安全計画には以下の事項を記載する必要があります。

- ① 幼齢の犬猫等の健康及び安全を保持するための体制の整備
  - ▶ 幼齢期の犬猫や繁殖の用に供する目的で飼養する犬猫の管理体制・健康状況の確認体制等(確認の頻度、健康状態の記録方法等)
  - ▶ 獣医師等との連携状況(かかりつけの獣医師名等)
- ② 販売の用に供することが困難となった犬猫等の取扱い
  - ▶ 仕入れ方法等需給調整の方法
  - ▶ 販売が困難になったあるいは繁殖に過ぎなくなった犬及び猫の取扱い(具体的な譲渡先や、愛護団体等との連携等)
- ③ 幼齢の犬猫等の健康及び安全の保持に配慮した飼養・保管・繁殖・展示方法
  - ▶ 生後56日(平成28年8月31日までは45日、それ以降別に法律に定めるまでの間は49日)を経過しない時点での取扱い方法
  - ▶ 飼養施設の管理方法
  - ▶ ワクチン接種やマイクロチップ装着の実施方法
  - ▶ 具体的な繁殖回数や幼齢・高齢期の繁殖制限
  - ▶ 繁殖に係る獣医師立会いや健康診断等(繁殖を行う場合)
  - ▶ 幼齢の犬猫に配慮した展示方法等(展示を行う場合)

「動物の愛護及び管理に関する法律が改正されました  
環境省パンフレットより」

## 具体的な基準： ケージの大きさ

分離型ケージの基準は業種を問わず満たしている必要がある。  
= 最低限必要な大きさ

**犬**

タテ (体長の2倍以上) ×  
ヨコ (体長の1.5倍以上) ×  
高さ (体高の2倍以上)

**猫**

タテ (体長の2倍以上) ×  
ヨコ (体長の1.5倍以上) ×  
高さ (体高の3倍以上)  
1つ以上の棚を設け2段以上の構造とする。

胸からおしりまでの長さ  
(頭・尻尾をふくまない)

体高

地面から肩のでっぱりまでの長さ  
(頭を含まない)  
(お尻部分で測らない)

## 犬のケージサイズ基準

運動スペースが確保できない：分離型

タテ (体長の2倍以上) ×  
ヨコ (体長の1.5倍以上) ×  
高さ (体高の2倍以上)

運動スペース分離型のケージ等

タテ(体長の2倍以上) ×  
ヨコ(体長の1.5倍以上)

45cm

60cm

※犬の体長30cmの場合

運動スペースが確保できる：一体型

床面積 (分離型サイズの6倍以上)  
× 高さ (体高の2倍以上)

90cm

160cm

160cm

1~2頭

3頭目

複数飼養  
1頭あたり分離型ケージ等の3倍以上の床面積を確保



## 猫のケージサイズ基準

運動スペースが確保できない：分離型

タテ（体長の2倍以上）×  
ヨコ（体長の1.5倍以上）×  
高さ（体高の3倍以上）  
1つ以上の棚を設け2段以上の構造とする。

運動スペースが確保できる：一体型

猫：床面積（分離型の2倍以上）  
×高さ（体高の4倍以上）  
2つ以上の棚を設け3段以上の構造とする。

運動スペース分離型のケージ等

タテ（体長の2倍以上）×  
ヨコ（体長の1.5倍以上）  
45cm  
体長  
60cm

犬は平面運動、  
猫は上下運動で  
運動不足を解消する。  
↓  
基準数値が異なる

90cm  
120cm  
60cm

※体長・体高30cm（1頭飼育の場合）

33

## 運動スペース

運動スペース分離型ケージで長期間飼養する場合、  
運動スペースと運動時間を確保することは義務。

販売業、譲渡業、貸出業、展示業、譲受飼養業、  
訓練業（1か月以上～飼養保管し訓練を行う場合） → 原則、確保が必要。

保管業等の業態（ペットホテル：数日の預かり、  
ペットサロン：トリミング中の保管等）、  
訓練業（数時間～数日程度の飼養保管の場合） → 必須ではない。

・常時利用可能であること  
・飼養施設の一部とみなされる  
・事業者が維持管理する義務がある  
外部ドッグラン、散歩などで代用は不可

運動スペースの広さ：一体型と同一以上

屋外設置は可だが、飼養設備としての基準  
（遮光、風雨を遮る設備等）を満たす場合に限る

34

## 運動時間の確保

運動スペース分離型ケージで長期間飼養する場合、  
運動スペースと運動時間を確保することは義務。

- 1頭につき、1日3時間以上
- 自由に運動ができる状態
- 複数頭を同じ運動スペースで運動させることはできるが、  
その頭数を一体型ケージで飼養する場合と同等の面積が必要

運動スペース：4頭分のスペースがあり、  
すべて分離式で飼養している施設の場合

8：00～11：00 4頭  
11：00～14：00 4頭  
14：00～17：00 4頭

計12頭の飼養が上限となる。

1頭あたりの十分な面積が  
確保できない状態では  
「運動時間」と  
認められない

35

4頭分のスペース

4頭分のスペース

1頭あたりの十分な面積が  
確保できない状態では  
「運動時間」と  
認められない

ちょっと狭いな～  
他の犬にぶつかる  
走り回れない～

36

### ケージに係る基準(抜粋)

- 動物が傷害等を受けるおそれがない安全な構造及び材質である。
- 脱走しない構造・強度である。
- 簡単に洗えるなど、衛生管理が容易な材質である。
- 常に通気が確保され、内の様子が外から見通せる構造である。
- 床に確実に固定するなど、衝撃による転倒を防止している。

37

### 飼養・保管場所に係る基準(抜粋)

- 床、壁、天井、附属設備は、清潔に維持管理がしやすい構造である。
- 適した温度、明るさ、換気、湿度等が保たれている。
- 騒音が防止されるように環境を管理している。
- 清潔が保たれ、飼養環境を損なうような臭いが無い。
- 動物の鳴き声、臭いや、はえ、のみなどの衛生動物等により、周辺の生活環境を著しく損なっていない。

38

### 動物の管理に関する基準(抜粋)

- 幼齢の犬猫は、適切な期間、親、きょうだい等と一緒に飼養保管をしている。
- 適切な量、回数等により給餌と給水を行っている。
- 清潔な水がいつも飲めるようにしてある。
- 毎日、散歩や遊具を用いた活動等によって、人との触れ合いを行っている。
- 1日1回以上巡回して、犬猫の数と状態を確認している。

39

### 動物の管理に関する基準(抜粋)

- 顧客（見物客）等が犬猫に触れる場合は、**犬猫への過度なストレスがかかったり、顧客等に危害が及んだり、人と動物の共通感染症にかかることがないよう、顧客等には**接触の方法を指導**し、犬猫には**適度な休息**を与えている。**
- 顧客（見物客）等が犬猫にみだりに食物を与えないようにしている。

40

・災害時に犬猫の健康や安全を確保し、  
 人の生命、身体、財産を守るために、  
**普段から**職員間の連絡体制や犬猫が脱走した場合の捕獲  
 体制の整備、犬猫の避難方法の決定、餌の備蓄等の**対策**  
 を講じている。

どこへ 避難する？	どうやって 動物を運び出す？	物流が回復するまでの 動物の食事はどうする？	まず、自分たちが 無事であるためには？
--------------	-------------------	---------------------------	------------------------

・動物の死体は、速やかにかつ適切に処理すること。

41

令和3年6月1日から**出生後56日を経過しない犬・猫の販売規制が適応**  
※柴犬、秋田犬などの天然記念物指定の犬種は49日

全国のブリーダーにおいて  
 不備、不正が  
 明らかになった事例

幼齢犬・猫の  
 生年月日の改ざんが  
 常習化していた！？

42

**2024年02月15日 環境省から報告**

**ペットオークション・ブリーダーへの一斉調査結果について**

・全国のペットオークションで取引された犬又は猫のうち、  
**多くの犬又は猫について生年月日の改ざんがなされ  
 ていることが強く疑われた。**  
 また全国で調査されたブリーダー約1400事業所のうち  
**約5割にあたる約700事業所に法令違反が確認され  
 た。**

※都道府県又は政令指定都市は、環境省が提供した犬又は猫の生年月日の曜日に  
 偏りがあるブリーダーの一覧を参考に、調査対象を選定した。

43

**①ペットオークション運営業者**

・56日齢規制時点において、全ての会場で、犬又は猫の生  
 年月日の曜日の偏りが確認された。

・体重を把握したトイプードル約11万頭及びチワワ約7万  
 頭の平均体重を分析したところ、  
 トイプードルは35日齢の平均体重を下回り、  
 チワワは49日齢規制時点では35日齢、56日齢規制時点では  
 42日齢の平均体重を下回った。

44

## ②ブリーダー

約1400事業所を調査し、**約5割**に相当する約700事業所で**違反が確認された**。

<主な違反の内訳>

- 帳簿の不備496件（法第21条の5）
- 帝王切開に伴う出生証明書の不備128件（基準省令第2条第6号チ）
- 繁殖台帳の不備314件（基準省令第2条第6号ハ）
- 8週齢規制違反（自ら認めたなど）50件（法第22条の5）

45

環境省  
発出（抜粋）

## 動物の愛護及び管理に関する法律 及び関係法令の遵守について(要請)

調査結果からはブリーダー及びペットオークション運営業者において違法が常態化していることが疑われ、このような事態が生じていることは**誠に遺憾**である。

(略)

動物の取引を行うに当たっては当該取引の相手方が関係法令に違反していないこと及び違反するおそれがないことを聴取する義務が課せられているため、**ペットショップについても、ブリーダーから直接又はペットオークションを介して犬又は猫を購入する際に、生年月日の改ざんがないことを聴取する義務がある。**

46

聴取する際には、各個体の

- ①歯の萌出状況、
- ②体重が57日齢相当か、
- ③帝王切開時の出生証明書との整合

等の情報も参照するなどし、**生年月日の改ざんがないことを確認の上、取引が行われる必要がある**と考えられる。

47

(略) **ブリーダー**においては、生まれた犬猫の生年月日及び**成長の記録等を個体ごとに管理する**など、幼齢の犬猫の適切な管理を進め、**出生後8週（56日）を経過しない犬猫の販売等の禁止を遵守するよう強く求める。**

また、**ペットオークション運営業者**においては、競りに参加する事業者が関係法令に違反していないこと及び違反するおそれがないことを聴取し、**違反が確認された場合には実施する競りに当該事業者を参加させない義務を確実に履行されたい。**

**ペットショップ**においては、取引の相手方が動物の取引に関する関係法令に違反していないこと及び違反するおそれがないことを聴取し、**違反が確認された場合にあっては当該取引の相手方と動物の取引を行わない義務等を確実に履行されたい。**

48

## なぜ、8週齢未満の犬猫の売買が規制される？

様々な物事に慣れる、受け入れる、学ぶといった社会に順応するために重要な期間

生後3週齢～12週齢が、社会化期のもっとも大切な時期といわれる

8週齢以降から、犬猫が明確に自発行動・意思表示をするようになる

8週齢より若い犬猫は、発育不良等による死亡率が高い



分離不安 かみぐせ  
留守番ができない ひっぱり

- 親きょうだいで離すのが早いと、不安傾向や攻撃性が強くなりやすい
- 8週齢未満の犬猫では、その個体の性格や特徴が分からない 大人しいと  
思ったのに...
- 販売後の死亡・病気や、先天的異常によるトラブルが発生しやすい

49

## 販売週齢の遵守に向けて

### 環境省・行政の取組（予定）

- 子犬・子猫に関する記録の作成を義務付ける方針（令和7年以降）
- 個体管理台帳（新規）及び繁殖実施状況記録台帳（既存）の記載事項を具体化（同上）
- 勧告等の行政処分を、適切に行わせる。
- 消費者（飼い主）に向け、「赤ちゃんがカワイイ、幼いほど良い」と安易に考えないよう、周知啓発を行う。

### 事業者求められる取組

- ブリーダー：育成等に関する記録をつけ、販売週齢を遵守する。
- オークション・ペットショップ：週齢の遵守が確認できるブリーダーから犬猫を購入する。
- 消費者（飼い主）に向け、周知啓発を行う。

50

## マイクロチップ

51

## マイクロチップのおさらい

リーダーで読み込むと  
この15桁の数字が表示される  
(個人情報が表示されることはない)

行政機関・警察等の  
検索可能な機関が  
専用サイトで15桁を検索

登録されている個人が表示される

皮下に挿入し、装着する

装着は獣医師または  
愛玩動物看護師のみ可能  
(その他がすると違法)

52

## 動物愛護管理法におけるマイクロチップの規定

### (マイクロチップの装着) 第三十九条の二 (抜粋)

- **犬猫等販売業者**は、犬又は猫を取得したときは、当該犬又は猫を取得した日（生後九十日以内の犬又は猫を取得した場合にあつては、生後九十日を経過した日）から三十日を経過する日（その日までに当該犬又は猫の譲渡しをする場合にあつては、その譲渡しの日）までに、当該犬又は猫にマイクロチップを装着しなければならない。
- ただし、当該犬又は猫に既にマイクロチップが装着されているとき並びにマイクロチップを装着することにより当該犬又は猫の健康及び安全の保持上支障が生じるおそれがあるときその他の環境省令で定めるやむを得ない事由に該当するときは、この限りでない。

53

AIPOなどの民間団体への登録は  
法に定められた登録とは  
異なることに注意！

- (登録等) 第三十九条の五
- 次の各号に掲げる者は、その所有する犬又は猫について、当該各号に定める日から**三十日を経過する日**（その日までに当該犬又は猫の譲渡しをする場合にあつては、**その譲渡しの日**）までに、**環境大臣の登録**を受けなければならない。
  - その所有する犬又は猫にマイクロチップを装着した者  
**当該マイクロチップを装着した日**
  - マイクロチップが装着された犬又は猫であつて、この項の登録を受けていないものを取得した犬猫等販売業者 **当該犬又は猫を取得した日**
- 登録を受けた犬又は猫の譲渡しは、当該犬又は猫に係る登録証明書とともにしなければならない。

54

犬や猫を購入した際の手続方法

オンラインによる変更登録の申請 (飼い主が変更になった場合)  
※オンラインによる申請の機能は、以下のお問い合わせ先までご確認ください。

① 登録の準備  
マイクロチップの  
識別番号及び製造番号

② オンラインで申請  
パソコン又はスマートフォンから、犬と猫のマイク  
ロチップ情報登録のサイトにアクセス。サイトに  
記入必要事項を記入してください。

③ 手数料のお支払い  
変更登録の手数料：400円(令和6年4月1日から)  
お支払い方法：クレジットカード決済、  
又はバーコード決済

④ 登録証明書のダウンロード  
画面に表示される「登録証明書」をダウンロードして、  
大切に保管してください。

住所や名前、電話番号が変更になった場合や、犬や猫が亡くなった場合も届出が必要です。  
詳しくは「犬と猫のマイクロチップ情報登録」のサイトをご確認ください。

購入した犬や猫の  
マイクロチップ情報の登録が  
義務になりました

マイクロチップ情報登録 お問い合わせ窓口  
TEL:03-6384-5320 E-mail: info@mc.env.go.jp  
犬と猫のマイクロチップ情報登録  
環境大臣指定登録機関  
公益社団法人 日本獣医師会  
〒107-0062 東京都港区南青山1-11-11 南青山ビル館22階

環境省  
Ministry of the Environment  
NIPPON VETERINARY ASSOCIATION  
日本獣医師会

55

生後90日超の犬猫を取得 (親犬猫等)

取得日から30日以内にMC装着 → 装着日から**30日以内**に所有者情報を登録

取得日から30日より前に手放す場合、**手放す日までに装着**  
→ **手放す日までに所有者情報を登録**

生後90日以内の犬猫を取得 (出生等)

生後90日から30日 (生後120日) 以内にMC装着  
→ 装着日から**30日以内**に所有者情報を登録

生後120日より前に手放す場合、**手放す日までに装着**  
→ **手放す日までに所有者情報を登録**

MC装着済みの犬猫を取得

取得日から**30日以内**に所有者情報を登録 (前所有者が登録済みの場合、変更)

取得日から30日より前に手放す場合、**手放す日までに所有者情報を登録**  
(前所有者が登録済みの場合、変更)

56

## 動物取扱業者は 一歩間違えると 「動物虐待」の 主犯となってしまう

57

## 動物虐待

- ・ 愛護動物をみだりに殺し、又は傷つける行為
  - ・ みだりにケガをするおそれのある暴行を加えること
  - ・ みだりにケガをするかもしれないことをさせること
- みだりに  
正当な理由なく  
※正当な理由…と殺、疾病にともなう安楽殺、  
保定等のため必要な一時的な拘束など
- ・ 給餌若しくは給水をやめ、酷使すること
  - ・ その健康及び安全を保持することが困難な場所に拘束すること
  - ・ 飼養密度が著しく適正を欠いた状態で飼養し若しくは保管すること
- により  
衰弱  
させること
- ・ 飼養・保管する愛護動物に**病気・ケガがあるのに適切な保護を行わないこと**
  - ・ **排せつ物の堆積した施設で飼養・保管すること**
  - ・ 他の愛護動物の**死体が放置された施設で飼養・保管すること**
  - ・ 愛護動物を遺棄すること
- その他、状況・内容によって判断される

58

## これからの動物取扱業には……

時代に沿った倫理観をもち、  
法を順守し、  
動物の生命とそのウェルフェア（よく生きること）  
を尊重した経営を行うこと、  
そして業務の透明性と説明が求められる。

動物の苦しみや、動物を道具として扱うことを許さないという風潮の高まり

59

## 販売業者のみなさまへ

センターに收容される所有者不明の犬の多くが  
法律や大分県条例に違反した状態です。

- ・ 犬の登録（市町村）、狂犬病予防注射
  - ・ 犬の鑑札、注射済票を犬に装着すること
  - ・ 犬の登録内容を現状にあわせて変更すること  
(市町村、マイクロチップともに)
  - ・ 死亡届出をすること
  - ・ 犬や猫をみだりに繁殖させない措置をとること
- 法律で定められた義務
- ・ 犬の係留（放し飼い、ノーリード散歩の禁止）
- 県条例で定められた義務
- ・ マイクロチップの登録では、市町村への登録にかえることはできません。  
※大分県内で飼育する場合。

60

## 対面説明が必要な18項目

第一種動物取扱業者の事業所でおこなうことが義務付けられています。

- 8. 不妊又は去勢の措置の方法及びその費用（哺乳類に属する動物に限る。）
- 9. 前号に掲げるもののほかみだりな繁殖を制限するための措置
- 10. 遺棄の禁止その他当該動物に係る関係法令の規定による規制の内容
- 18. 前各号に掲げるもののほか、当該動物の適正な飼養又は保管に必要な事項

顧客（動物の飼い主となる人）が  
理解し、順守できるように説明を行ってください。

他業種においても、必要に応じて飼い主への助言をお願いします。  
悪質な場合はセンターにご相談ください。